

新型コロナウイルスに感染した国保被保険者のうち
被用者に対する傷病手当金について

○ **対象者**

市国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった者。（給与の支払いを受けている者に限る）

○ **支給要件**

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間。

ただし、給与収入の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しません。

なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額を支給します。

○ **支給額**

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）×
 $2/3$ × 支給対象となる日数

○ **適用期間**

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

○ **例規改正**

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和2年4月13日施行（専決処分）

かすみがうら市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

令和2年4月13日施行